

有害物質を含有する家庭用品の 規制に関する法律の手引き

—家庭用品を取り扱う業者の皆さんへ—



家庭用品には、いろいろな化学物質が使用されています。

昭和49年に施行された「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」はこれら家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を未然に防止するために、有害な化学物質を規制することを目的としています。

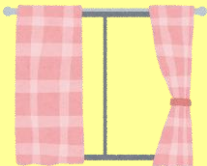
家庭用品の規制基準

家庭用品とは主に一般消費者の生活に使用される製品をいいます。（第2条）

これらの中で健康被害を起こすことが明らかになった家庭用品の化学物質を「有害物質」に指定し、家庭用品の種類に応じて、その含有許容量等の基準を設けています。

現在、以下の化学物質が有害物質に指定されています。

有 害 物 質	家 庭 用 品	基 準	健 康 被 害
ホルムアルデヒド （防しわ、防縮加工剤）	繊維製品 （生後24ヶ月以下の乳幼児用） おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣、外衣、帽子、寝具	検出せず 〔吸光度差 0.05以下〕 〔16ppm（ μ g/g）以下〕	粘 膜 刺 激 皮 膚 ア レ ル ギ ー 
	繊維製品 下着、寝衣、手袋、靴下、たび	75ppm以下	
	接 着 剤 かつら、つけまつげ、つけひげ、靴下止め用接着剤		
塩 化 水 素 硫 酸 （洗 浄 剤）	住 宅 用 洗 浄 剤（液 体）	酸の量10%以下 所定の容器強度が必要	皮 膚 障 害 粘 膜 の 炎 症 吸 入 に よ る 肺 障 害
水酸化 ナトリウム 水酸化 カリウム （洗 浄 剤）	家 庭 用 洗 浄 剤（液 体）	アルカリの量5%以下 所定の容器強度が必要	皮 膚 障 害 粘 膜 の 炎 症
メ タ ノ ー ル （溶 剤）	家庭用エアゾル製品 殺蟻剤、室内消臭剤、レコードスプレー、帯電防止剤等	5%以下	視 神 経 障 害
塩 化 ビ ニ ル （噴 射 剤）		検出せず	発 癌 性
ディルドリン（※1） （防 虫 加 工 剤）	繊維製品 おしめカバー、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、家庭用毛糸 	30ppm以下	肝 機 能 障 害 中 枢 神 経 障 害
D . T . T . B .（※2） （防 虫 加 工 剤）		30ppm以下	経皮、経口急性毒性 肝 機 能 障 害 生 殖 機 能 障 害
トリブチル錫化合物 トリフェニル錫化合物 （防菌、防カビ剤）	繊維製品 おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋、靴下 	1ppm以下	皮 膚 刺 激 性 経皮、経口急性毒性
有 機 水 銀 化 合 物 （防菌、防カビ剤）		化学製品 家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、くつ墨、くつクリーム	検出せず

有 害 物 質	家 庭 用 品	基 準	健 康 被 害
T. D. B. P. P. (※3) (防 炎 加 工 剤)	織 維 製 品 寝衣、寝具、カーテン、床敷物 	8 μ g/g以下	発 癌 性
B.D.B.P.P.(※4)化合物 (防 炎 加 工 剤)		10 μ g/g以下	発 癌 性
A . P . O . (※5) (防 炎 加 工 剤)		検出せず	経皮、経口急性毒性 造血生殖機能障害
テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶 剤)	家庭用エアゾル製品 防錆潤滑剤、防水スプレー、 しみ抜き剤、ピッチクリーナー等 家庭用洗剤 洗濯助剤、合成洗剤等	0.1%以下	肝 障 害 腎 障 害 中 枢 神 経 障 害 皮 膚 障 害
ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[a]アントラセン ベンゾ[a]ピレン (木 材 防 腐 剤)	クレオソート油を含有する 家庭用木材防腐剤、木材防虫剤	10ppm以下	発 癌 性
	クレオソート油及びその 混合物で処理された 家庭用防腐木材、防虫木材	3ppm以下	
アゾ化合物 [化学的変化により容易に 特定芳香族アミン24種類を 生成するもの] (染 料)	アゾ化合物を含有する染料が 使用されている繊維製品 おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、 手袋、靴下、中衣、外衣、帽子、 寝具、床敷物、テーブル掛け、 えり飾り、ハンカチーフ並びに タオル、バスマット及び関連製品	30 μ g/g以下	発 癌 性
	アゾ化合物を含有する染料が 使用されている革製品 (毛皮製品を含む) 下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び 床敷物		

※1 デイルドリン：ハチカドリン、ハチカドリン、ハチカドリン

※2 D.T.T.B.：4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェニル)-2-トリフルオロメチルベンゾイミダゾール

※3 T.D.B.P.P.：トリス(2,3-ジブテロピル)ホスフェイト

※4 B.D.B.P.P.：ビス(2,3-ジブテロピル)ホスフェイト

※5 A.P.O.：トリス(1-アジリノール)ホスフィンオキシド

事業者の 責任

- 家庭用品を取り扱う製造・輸入及び販売業者は、基準に適合しない商品を販売、授与又は陳列することはできません（第5条）
- 家庭用品の製造又は輸入業者は、取扱い商品についてそれに含まれる化学物質の毒性等を十分に把握し、人の健康に被害が生ずることのないようにしなければいけません。（第3条）

回収命令

基準に適合しない家庭用品が販売された場合、回収命令等必要な措置が取られます。また基準の定められていない家庭用品についても同様の措置をとることがあります。（第6条）

罰 則

基準違反商品を販売したり、回収命令等に従わない場合、又は家庭用品衛生監視員の立入検査や商品の収去を拒んだり、虚偽の報告をした場合は懲役や罰金に処せられます。（第10条、第11条）

品質管理のための チェックポイント



輸入・製造元での安全対策

- ☐ 製造しようとする商品にどのような規制があるかを確認する。
- ☐ 原料又は輸入する製品に有害物質が含まれていないか、
どの程度含まれているか検査して結果書を保管する。
- ☐ 製造工程、保管、運搬中での有害物質の混入を防ぐ。
- ☐ 製品が完成したら、有害物質の含有量を検査機関で
検査し、証明書を保管する。

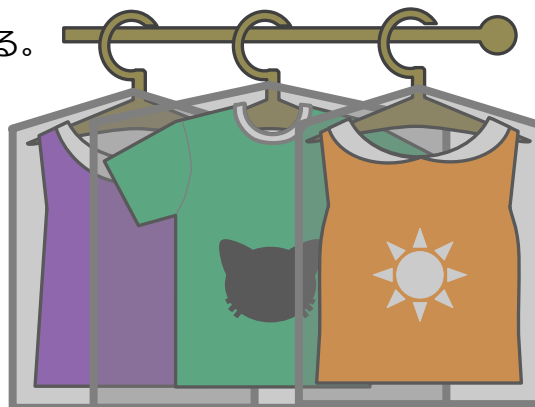


販売店での安全対策

- ☐ 製品を仕入れるとき、検査証明書で確認してから合格品だけを仕入れる。
- ☐ 店頭・保管場所で、有害物質による汚染をうけないように注意する。

(例) 乳幼児用衣類

→ホルムアルデヒドの雰囲気移染を防止するためポリエチレン袋等
で包装して販売する。



〈問合せ先〉

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1

堺市保健所 生活衛生課

TEL:072-222-9940 (直通) FAX:072-222-9876

(R7.04)